

秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十五号

秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年秋田県規則第五十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。